

消防計画作成要領



粕屋南部消防組合消防本部

目 次

○消防計画の作成基準（P2～P5）

○消防計画作成要領

[届出様式]

- ・消防計画作成（変更）届出書【消防法施行規則別記様式第1号の2】（P6）

[作成要領]

- ・中規模防火対象物の消防計画作成要領（P8～P25）
- ・小規模防火対象物の消防計画作成要領（P26～P34）
- ・共同住宅用の消防計画作成要領（P35～P41）

[その他の様式]

- ・防火管理業務の委託状況【様式第8号】（P43）
- ・消火・避難訓練通知書【様式第2号】（P44）

※ 物品借用書（水消火器又は教育用 DVD 等を借用時使用）（P45）

消防計画の作成基準

消防計画は、防火対象物又は事業所の規模、用途、従業員等により、第1の基準に従って「中規模防火対象物の消防計画」、「小規模防火対象物の消防計画」、「共同住宅用の消防計画」に分類します。

第2、第3については、第1に定めた分類基準を補完するための資料としてご使用ください。

第1 消防計画の分類基準

1 中規模防火対象物の消防計画

- (1) 単一管理権原の特定防火対象物で、延べ面積が **3,000 m²以上**のもの又は従業員数が **30人以上**のもの
- (2) 単一管理権原の非特定防火対象物で、延べ面積が **5,000 m²以上**のもの
- (3) 複数管理権原の管理権原の範囲が特定用途で **3,000 m²以上**又は従業員数が **30人以上**のもの
- (4) 複数管理権原の管理権原の範囲が非特定用途で、**5,000 m²以上**のもの

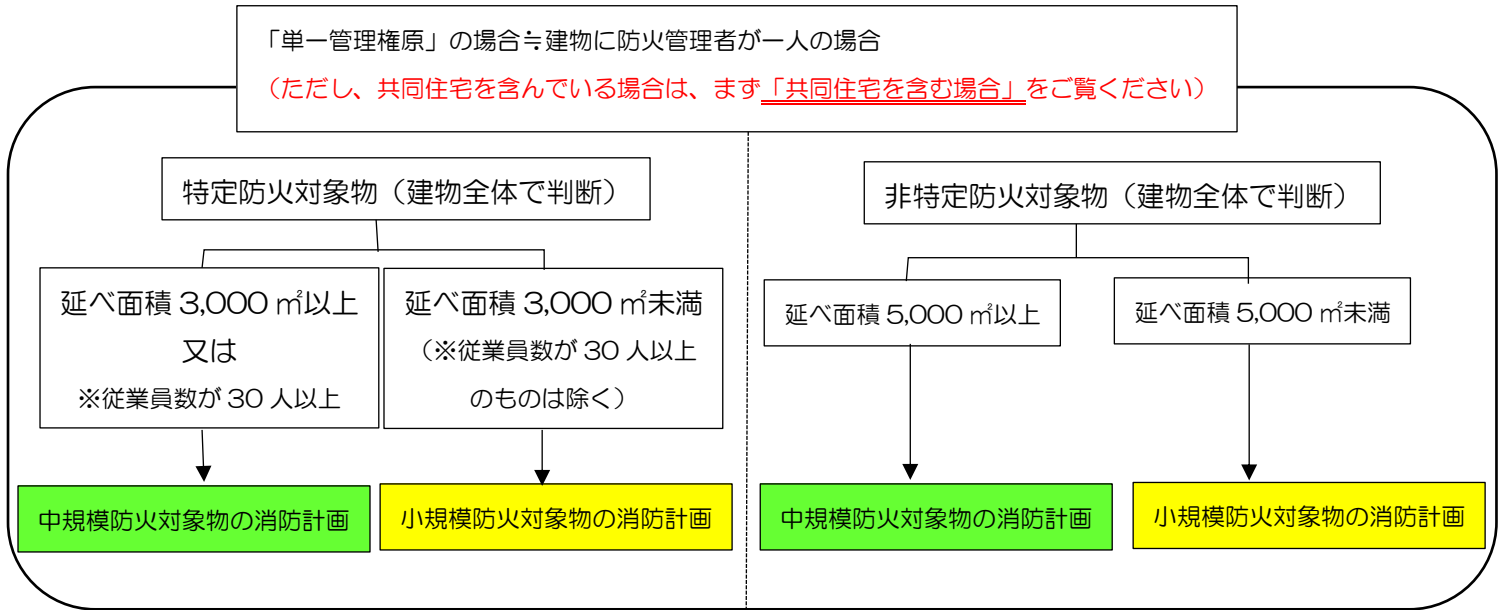
2 小規模防火対象物の消防計画

- (1) 単一管理権原の特定防火対象物で、延べ面積が **3,000 m²未満**のもの。ただし、従業員数が **30人以上のものは除く**
- (2) 単一管理権原の非特定防火対象物で、延べ面積が **5,000 m²未満**のもの
- (3) 複数管理権原の管理権原の範囲が特定用途で、**3,000 m²未満**のもの。ただし、従業員数が **30人以上のものは除く**
- (4) 複数管理権原の管理権原の範囲が非特定用途で、**5,000 m²未満**のもの

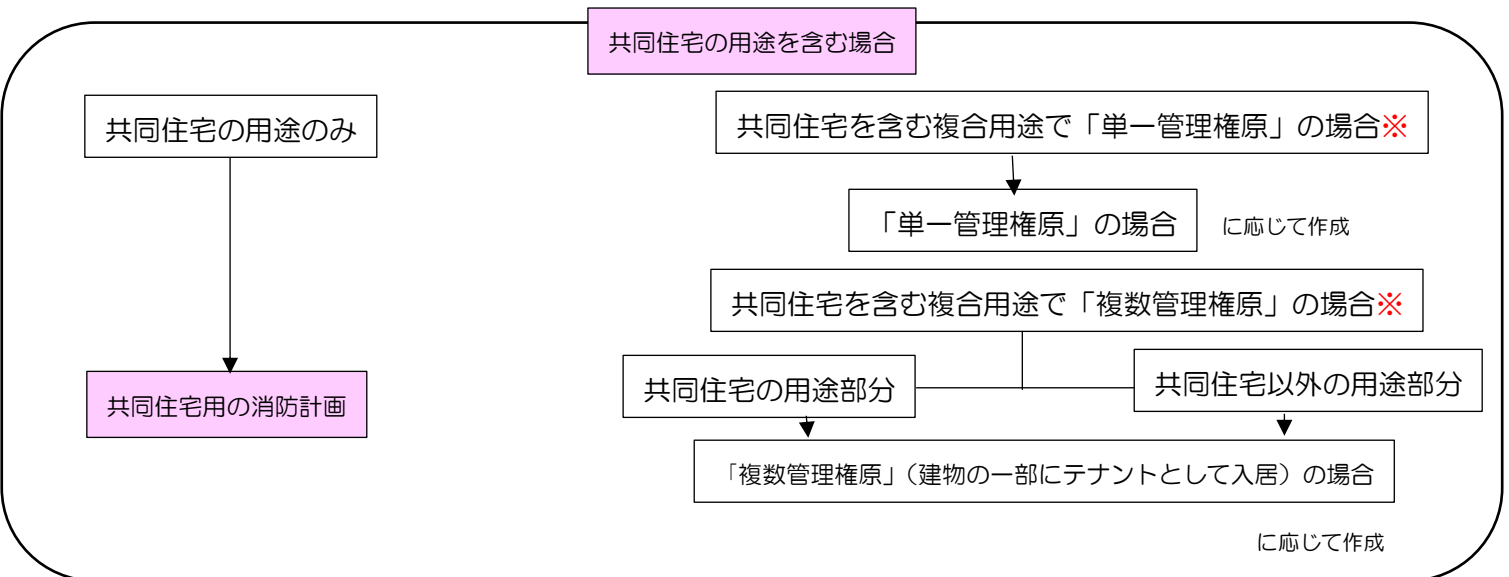
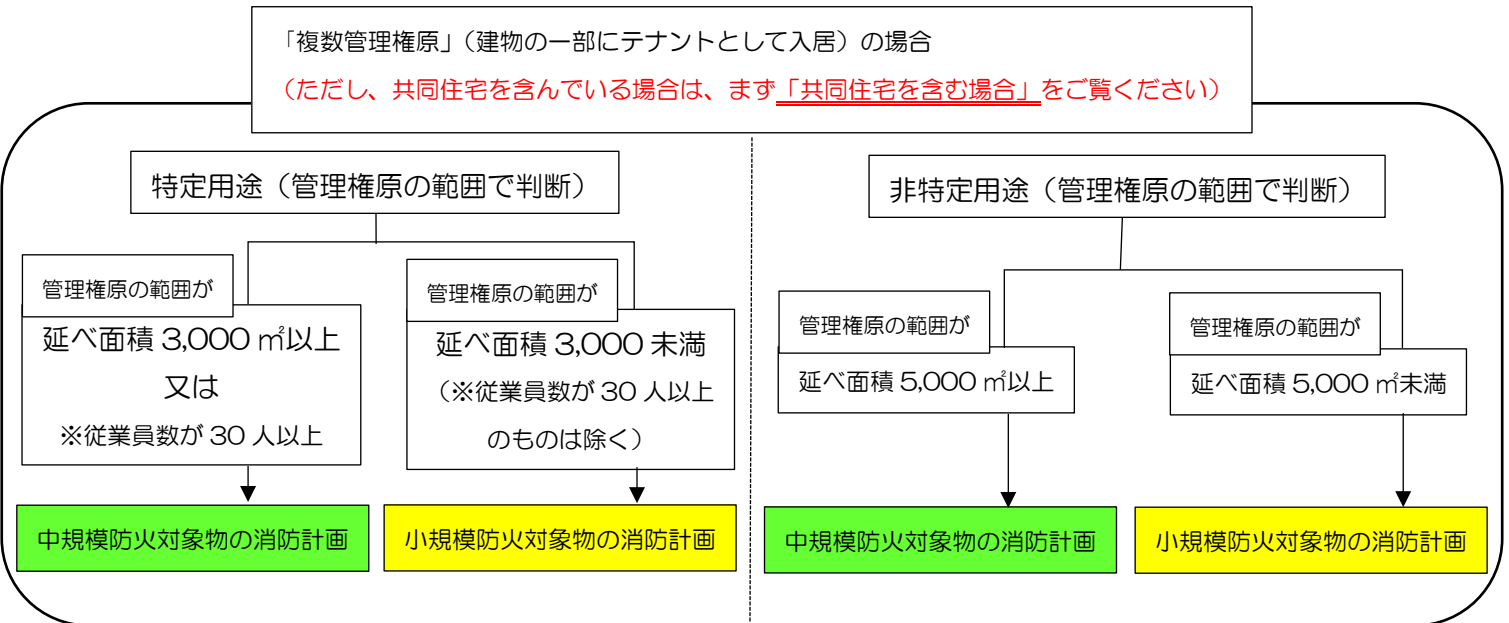
3 共同住宅用の消防計画

- (1) 単一管理権原の共同住宅単一用途防火対象物
- (2) 複数管理権原の共同住宅の用途部分

第2 基準のフロー



※ 従業員数は正社員、臨時社員等を問わず、1 日の中で勤務人員が最大となる時の数です。



※ 共同住宅と他のテナントが複合になった建物では、テナント部分を共同住宅と同一とみなして共同住宅部分と判断されるケースがあります。

第3 消防計画及び協議事項の適用例

適用例：1

(例) 複数管理権原で、延べ面積が3,000㎡以上の防火対象物の場合

- 延べ面積 13,500㎡の複合用途ビル (16項イ)
- () 内の数字は、各事業所の従業員数
- (事務所 A：例) は、管理権原の区分を示す



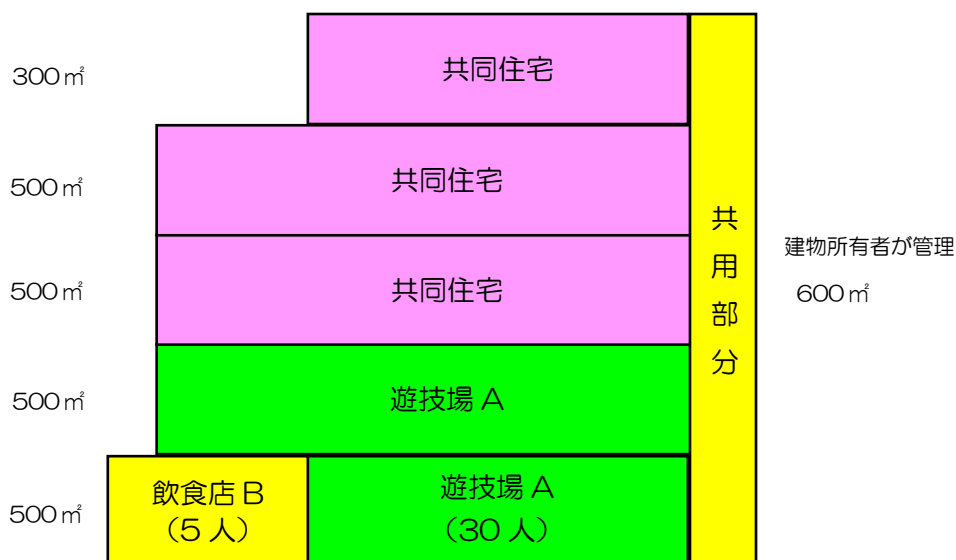
○作成する消防計画 (管理権原別に作成)

- ① 百貨店 I 中規模防火対象物の消防計画
- ② 共用部分 中規模防火対象物の消防計画
- ③ 事務所 A 中規模防火対象物の消防計画
- ④ 飲食店 D 中規模防火対象物の消防計画
- ⑤ 事務所 B、C 小規模防火対象物の消防計画
- ⑥ 飲食店 E、F、G、H 小規模防火対象物の消防計画
- ⑦ 統括防火管理者 建物全体の消防計画

適用例：2

(例) 複数管理権原で、延べ面積が 3,000 m²未満の防火対象物の場合

- 延べ面積 2,900 m²の複合用途ビル (16項イ)
- () 内の数字は、各事業所の従業員数
- (事務所 A：例) は、管理権原の範囲を示す



○作成する消防計画 (管理権原別に作成)

- ① 遊技場 A 中規模防火対象物の消防計画
- ② 飲食店 B 小規模防火対象物の消防計画
- ③ 共用部分 小規模防火対象物の消防計画
- ④ 共同住宅 共同住宅用の消防計画
- ⑤ 統括防火管理者 建物全体の消防計画

消防計画作成（変更）届出書

① 年 月 日		
② 殿 ③ <input type="checkbox"/> 防火 管理者 <input type="checkbox"/> 防災 住 所 _____ ④ ③ 氏 名 _____ 別添のとおり、 <input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 防災 ⑤ 管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。		
管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）	⑥	
防 火 対 象 物 又は ⑦ の所在地 建築物その他の工作物		
防 火 対 象 物 又は ⑧ の名称 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の名称）		
複数権原の場合に管理権原 に属する部分の名称 （変更の場合は、変更後の名称）	⑨	
防 火 対 象 物 又は ⑩ の用途 ^{※1} 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の用途）	⑩	令別表第1 ^{※1} () 項 ⑪
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）	⑫	
受 付 欄 ^{※2}	経 過 欄 ^{※2}	

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 印のある欄については、該当の印にレを付けること。
- 3 ※1 欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
- 4 ※2 欄は、記入しないこと。

消防計画作成（変更）届出書 記入要領

項目	記入内容
①年月日	届出書の提出年月日を記入します。
②あて先	当該防火対象物を所轄する粕屋南部消防組合〇〇消防署長宛とします。所轄消防署は、志免・宇美・須恵町は南部消防署長、粕屋・篠栗・久山町は中部消防署長です。
③「防火」「防災」	「防火」「防災」のうち、該当の□にレを付けます。
④防火（防災）管理者	当該事業者の防火（防災）管理者の住所・事業所名・職・氏名を記入します。
⑤「作成（変更）」	「作成（変更）」のうち、不要の文字を2重線で抹消します。
⑥管理権原者	1 当該事業所の管理について権原を有する者の氏名を記入します。 2 法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記入します。 （例）〇株式会社 代表取締役社長〇〇〇〇
⑦防火対象物又は建築物その他の工作物の所在地	当該防火対象物の所在地を記入します。
⑧防火対象物又は建築物その他の工作物の名称	1 当該防火対象物の名称を記入します。 2 変更届出の場合は、変更後の名称を記入します。
⑨複数権原の場合に管理権原に属する部分の名称	1 当該防火対象物の管理権原が複数に分かれている場合、届出をする事業所の名称を記入し、入居する階を（ ）内に記入します。 （例）〇〇店舗（1階） 2 変更届出書の場合は、変更後の名称を前1の例により記入します。
⑩防火対象物又は建築物その他の工作物の用途	1 当該防火対象物の用途を記入します。 （例）飲食店、物販店、事務所 2 管理権原が複数に分かれている場合は、届出をする事業所の用途を前1の例により記入します。
⑪令別表第1	前⑩で記入した用途を、消防法施行令別表第1に掲げる用途区分及び項区分により記入します。① （例）（3）項口、（4）項、（15）項
⑫その他必要な事項	1 防火（防災）管理者の連絡先、電話番号、従業員等数を記入します。 2 変更届出の場合は、主な変更理由を記入します。 （例）消防計画の内容変更、用途の変更、建物の増改築による変更 3 その他、届出事項に含まれない特異事項を簡記します。 4 記入内容が多岐に渡る場合は、別紙として添付します。

中規模防火対象物の消防計画作成要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、(**ビル名称等**) の防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図ることを目的とする。

～建物の管理権原が複数 (**テナントビル等**) の場合は、次の通り置き換える。～

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、(**建物名称**) のうち (**管理権原者名**) の管理権原の及ぶ部分における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図ることを目的とする。



作成上の留意事項

- 1 作成する消防計画の根拠法令等を明確にします。
- 2 統括防火管理に該当する場合は、「消防法第8条第1項及び全体の消防計画に基づき」と記入します。
- 3 統括防火管理に該当する場合、各々の事業所等の防火管理者が作成する消防計画は、統括防火管理者が作成する防火対象物全体についての消防計画と整合性を図る必要があります。
- 4 第1条の () 内には、事業所等の正式名称を記入します。

(適用範囲)

第2条 この計画は、(**ビル名称等**) に勤務(居住)し、又は出入りするすべての者に適用する。

～建物の管理権原が複数 (**テナントビル等**) の場合は、次の通り置き換える。～

第2条 この計画は、(**建物名称**) のうち、次に示す部分に勤務(居住)し、又は出入りするすべての者に適用する。

—計画の適用範囲—

- 1 (例 2階〇〇店内)
 - 2 (例 2階〇〇店前の廊下部分・階段部分)
- 2 防火管理業務に従事する者(委託を受けて当該業務に従事する者を含む。)は、この計画の定めるところにより管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。



作成上の留意事項

- 1 第2条第1項の () 内には、事業所等の正式名称を記入します。
- 2 消防計画の適用範囲を明確にして、事業所等に勤務(居住)し、出入りする社員、その他の関係者すべての者に適用するように定めます。
- 3 防火管理業務の一部を第三者に委託している場合は、受託者も消防計画の適用対象となります。

(委託状況等)

第3条 防火管理上必要な業務の一部委託に係る受託者の氏名及び住所並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法は、別記様式第8号のとおりとする。



作成上の留意事項

- 1 防火管理業務の一部を第三者に委託した場合に本条が必要となり、既に消防計画を作成している事業所は変更届出が必要になります。
- 2 当該受託者が管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に防火管理業務を実施するよう定めます。

(管理権原者の責任等)

第4条 管理権原者は、事業所等の防火管理業務について、全ての責任を持たなければならない。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、防火上の建築物構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。
- 5 各々の事業所等の管理権原者は、防火対象物全体の安全性を高めるように努めるとともに、管理権原の及ぶ範囲について自ら積極的に取り組まなければならない。



作成上の留意事項

- 1 防火管理業務は、管理権原者が防火管理者に行わせるものであり、最終的な防火管理責任は管理権原者にあるということを計画の中で明確にしておくことが必要です。
- 2 防火管理者から自主点検結果などについて報告させ、不備な点があった場合は、管理権原者の責任で速やかに改修することを明確にします。
- 3 統括防火管理に該当する場合は、各々の事業所等の管理権原者は、防火対象物全体の防火管理について責任があり、管理権原の及ぶ範囲について自ら積極的に取り組まなければならないことを明確にしておきます。
- 4 消防法施行令第4条の2の2に該当する場合は、火災予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物となります。

(防火管理者の権限と業務)

第5条 防火管理者(○○ ○○)は、この計画の作成について管理権原者の指示を受け、実行に当たっての全ての権限を有し、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- (1) 消防計画の作成又は変更
- (2) 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
- (3) 従業員等に対する防災教育の実施
- (4) 建築物及び消防用設備等の点検・整備時の立会い
- (5) 改修工事など工事中の立会い及び安全計画の策定
- (6) 火気の使用、取扱いの指示、監督
- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導、監督

- (9) 管理権原者への提案や報告
- (10) その他防火管理上必要な業務
- (11) 統括防火管理者への報告
 - ア 用途及び設備を変更するとき
 - イ 消防計画を作成又は変更したとき
 - ウ 防火管理者を選任又は解任したとき
 - エ 消防用設備等の法定点検をしたとき
 - オ 内装の改修又は改築等の工事を行うとき
 - カ 臨時に火気を使用するとき
 - キ 防火上の建築構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥が発見されたとき及び改修するとき
 - ク 催物を開催するとき
 - ケ 防火管理業務の一部を委託するとき
 - コ 消防計画に定める消防署長への報告及び届出を行うとき
 - サ 消防計画に定めた訓練を実施するとき
 - シ その他統括防火管理者から指示命令された事項

作成上の留意事項

- 1 第5条第1項の()内には、防火管理者の氏名を記入します。
- 2 防火管理者が行う次に掲げる防火管理業務について定めておきます。
 - (1) 作成した消防計画を随時見直し、必要があれば消防計画の変更等を行う業務
 - (2) 訓練計画に基づき、自衛消防隊の訓練を実施する業務
 - (3) 従業員等に対して、防災教育を実施する業務
 - (4) 消防用設備等、建築物、火気を使用する設備・器具等の自主点検・検査及び法定点検・整備の実施並びに監督の業務
 - (5) 改装又は模様替等の工事場所で溶接・溶断等火花を発生し又は接炎を伴う作業を行う場合は、火災の危険性が高いことから防火管理者が立会い確認する業務、また「工事中の消防計画」を作成し消防署長に届け出をする業務
 - (6) 火気を使用する際の取扱いに関する指導及び監督の業務
 - (7) 一時期に多数の者が出入りする場合等、火災等の災害が発生したときに混乱を招かないように収容人員を適正に管理する業務
 - (8) 防火担当責任者や火元責任者など防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与え、適正に監督する業務
 - (9) 管理権原者に対して、不備・欠陥箇所や自主点検の結果等についての報告及び防火管理業務に関する提案を行う業務
 - (10) 統括防火管理に該当する場合は、全体の消防計画で定められている統括防火管理者への報告業務

(消防署長への届出及び連絡等)

第6条 管理権原者は、防火管理者を定めたとき又はこれを解任したときは、消防署長へ届け出なければならない。

2 防火管理者は、次に掲げる業務について消防署長への届出、報告及び連絡をしなければならない。

- (1) 消防計画の届出（変更した場合を含む。）
- (2) 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 消火、通報及び避難訓練を実施するときの事前通報（特定防火対象物に限る）
- (5) その他防火管理に関する必要な事項

作成上の留意事項

- 1 次に掲げる変更は、消防計画の変更届出が必要となります。
 - (1) 管理権原者の変更
 - (2) 防火管理者の変更
 - (3) 自衛消防組織の統廃合、自衛消防隊長の変更
 - (4) 用途の変更
- 2 増築、改築又は模様替等を行う場合及びこれらに伴う消防用設備等の改修又は設置等を行う場合は、事前に連絡するとともに届出等が必要です。
- 3 消防用設備等の点検結果を、飲食店、百貨店等不特定多数の者が出入りする特定防火対象物は1年に1回、共同住宅、事務所等の非特定防火対象物は3年に1回、消防署長に報告することが消防法第17条の3の3で義務づけられています。
- 4 消防法施行規則第3条第11項に規定する消火、通報及び避難訓練を実施するときは、事前に「消火・避難訓練通知書」を提出する必要があります。
- 5 その他、少量危険物・指定可燃物の貯蔵又は取扱い等、防火対象物の点検・報告など防火管理に関する事項の届出等が必要です。

(防火管理業務に関する資料等の整備)

第7条 防火管理者は、前条で届出又は報告した書類及び防火管理業務に必要な図書等を消防計画と一括して整備し、保管しなければならない。

作成上の留意事項

防火管理者は、防火管理業務上の必要な図書類を一括して整備し、保管しておくことを明記しておきます。

なお、消防法第8条の2の2の点検・報告の対象となる場合は、消防法施行規則第4条の2の4第2項に規定する防火管理維持台帳が必要となります。

第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第8条 日常における火災予防及び地震等の災害時の出火防止を図るため、防火管理者の下に、各階又は区域ごとに防火担当責任者及び火元責任者を別表1のとおり編成する。

作成上の留意事項

- 1 出火防止あるいは火災への拡大防止等の処置のすべてを防火管理者自らが行うことは困難であり、事業所等の組織をあげて火災予防に取り組みなければなりません。
- 2 組織は、日常の火気使用設備等についての火災予防を図るための組織と、建築物等及び消防用設備等の自主点検・検査を行う組織とに分けて編成することが必要です。

(防火担当責任者の業務)

第9条 防火担当責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
- (2) 防火管理者の補佐に関すること。
- (3) 休日、夜間における予防管理に関すること。
 - ア 休日、夜間に営業を行わない事業所等
 - ㊦ 退社時における措置に関すること。
 - ㊧ 警備担当部門等への業務引継ぎ等に関すること。
 - イ 24時間営業の事業所等
昼間から夜間体制への移行業務の引継ぎ等に関すること。
- (4) その他防火管理上必要な業務に関すること。

作成上の留意事項

防火管理者の補佐をするとともに、防火担当責任者が担当する区域内的の火気の管理を徹底するため、火元責任者に対する指導及び監督の業務を定めておきます。

(火元責任者の業務)

第10条 火元責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 担当区域内の火気の管理に関すること。
- (2) 担当区域内の建築施設、火気使用設備・器具、危険物施設、電気設備等及び消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- (3) 地震等における火気使用設備・器具の安全確認に関すること。
- (4) 防火担当責任者の補佐に関すること。
- (5) その他防火管理上必要な業務に関すること。

作成上の留意事項

- 1 火元責任者は、日常から指定された区域内的の火気の管理を行うとともに、建築施設（防火戸等の防火施設関係及び階段、通路等の避難施設関係）、火気使用設備・器具、危険物施設、電気設備等及び消防用設備等の維持管理に関する業務を行います。
- 2 地震等の災害が発生したとき、火気使用設備・器具の安全確認を行います。
- 3 防火担当責任者の補佐を行います。

(宿〔日〕直員の業務)

第 11 条 宿〔日〕直員は、事業所等を定期的に巡回し、火災予防上の安全を確認するとともに、その結果を防火管理者に報告しなければならない。

(自主点検をするための組織)

第 12 条 自主点検をするための点検班を別表 2 のとおり編成し、防火対象物に設置されている建築施設、火気使用設備・器具、電気設備及び消防用設備等について適正な機能を維持するために点検を行う。

 作成上の留意事項

自主点検を実施するための組織は、防火対象物に設置されている建築施設、火気使用設備・器具、電気設備及び消防用設備等を維持管理するために編成する組織です。

(建築施設等の自主点検)

第 13 条 点検班は、建築施設、火気使用設備・器具、危険物施設等について、下表により定期的に点検しなければならない。

建築施設等の自主点検

点検対象	点検時期	
	○月	○月
建 築 施 設	○月	○月
	○月	○月
火気使用設備・器具	○月	○月
	○月	○月
危 険 物 施 設	○月	○月
	○月	○月
電 気 設 備	○月	○月
	○月	○月

 作成上の留意事項

建築施設、火気使用設備・器具、危険物施設及び電気設備の主に防火に関する項目について、事業所等が自主的に点検するもので、年 2 回以上実施します。

(消防用設備等の自主点検)

第 14 条 点検班は、防火対象物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、下表により定期的に自主点検をしなければならない。

消防用設備等の自主点検

消防用設備等	点検時期 (外観点検)
消防用設備等の名称	毎月○日
消防用設備等の名称	毎月○日
消防用設備等の名称	毎月○日
消防用設備等の名称	毎月○日
消防用設備等の名称	毎月○日
消防用設備等の名称	毎月○日

 作成上の留意事項

点検は、防火対象物に設置されているすべての消防用設備等について行います。

(共用部分の管理)

第 15 条 共用部分の消防用設備等、建築施設、火気使用設備・器具、危険物施設等の自主点検・検査は (○○ ○○) がしなければならない。

 作成上の留意事項

共用部分の点検、検査については、全体の消防計画に定められている責任区分により実施することになりますが、() 内には、具体的に誰がするかを記入します。

(消防用設備等の法定点検)

第 16 条 防火対象物の関係者は、その防火対象物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、下表により法定点検を実施させなければならない。

2 防火管理者は、消防用設備等を点検するときには立ち会わなければならない。

消防設備士 (点検資格者) に行わせる法定点検 (例)

消防用設備等	点検時期		総合点検
	機器点検		
消防用設備等の名称	○月	○月	○月
消防用設備等の名称	○月	○月	
消防用設備等の名称	○月	○月	
消防用設備等の名称	○月	○月	
消防用設備等の名称	○月	○月	
消防用設備等の名称	○月	○月	
消防用設備等の名称	○月	○月	

 作成上の留意事項

- 1 点検設備業者又は従業員等の有資格者が点検します。
- 2 防火対象物に設置されているすべての消防用設備等について点検します。
- 3 点検の内容及び方法によって、点検の期間が定められています。
 - (1) 機器点検 (6か月ごと)
 - (2) 総合点検 (年1回)

(点検結果の記録及び報告)

第 17 条 建築施設及び消防用設備等の自主点検又は法定点検をした者は、点検結果を維持台帳に記録し、保管しておかななければならない。

2 自主点検又は法定点検をした者は、その結果を防火管理者に報告し、防火管理者は管理権原者に報告しなければならない。

3 防火対象物の関係者は、消防用設備等の法定点検の結果を (○) 年に 1 回、消防署長に報告しなければならない。

作成上の留意事項

- 1 消防設備点検資格者等の有資格者その他消防用設備等に詳しい者を自主点検者として指定し、防火対象物に設置されているすべての消防用設備等について点検しなければなりません。点検結果は、維持台帳等に記録します。
- 2 自主点検をした者は、防火管理者にその結果を報告し、防火管理者は、管理権原者に報告し、関係者が消防用設備等の状況を把握しておかなければなりません。
- 3 防火対象物の関係者は、消防用設備等の法定点検の結果を特定防火対象物は1年に1回、非特定防火対象物は3年に1回、消防署長に報告しなければなりません。

(不備・欠陥等の整備及び報告)

第 18 条 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者の指示を受け改善しなければならない。

- 2 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間がかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改善計画を策定しなければならない。

作成上の留意事項

管理権原者は、自主点検及び法定点検の報告内容を確認し、不備・欠陥で改修や予算措置に時間がかかるものについては、改修計画を策定し、改修に努めます。

(統括防火管理者への報告)

第 19 条 防火管理者は、自主点検及び法定点検の結果を統括防火管理者へ報告しなければならない。

- 2 防火管理者は、不備・欠陥部分の改善計画及び改善結果を統括防火管理者に報告しなければならない。

作成上の留意事項

自主点検及び法定点検の結果について、統括防火管理者に報告することを明記し、点検の結果、不備・欠陥事項がある場合の改修計画及び改修結果の報告についても、合わせて明記します。

(火気等の使用時の遵守事項)

第 20 条 火気等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ガスコンロ、電熱器等の火気使用設備・器具は、指定された場所で使用すること。
- (2) 火気使用設備・器具を使用する場合は、事前に設備・器具の点検をしてから使用すること。
- (3) 火気使用設備・器具の周囲には、可燃物等を置かないこと。
- (4) 火気使用設備・器具を使用した後には、必ず点検を行い安全を確認すること。
- (5) 禁煙場所では、喫煙しないこと。
- (6) 終業時、喫煙等による灰皿は指定された安全な場所に集めること。

作成上の留意事項

- 1 事業所等における日常の火災予防に関する守らなくてはならない基本的な事項について定めたものです。
- 2 業態によっては、危険物に関する遵守事項がありますので、実態に応じて定めます。

(臨時の火気使用等)

第 21 条 次に掲げる事項を行う者は、防火管理者へ事前に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定された場所以外で臨時に火気を使用するとき
- (2) 各種の火気使用設備・器具を設置又は変更するとき
- (3) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき
- (4) 危険物の貯蔵、取扱い又は種類、数量等を変更するとき
- (5) 改装又は模様替等の工事を行うとき
- (6) その他防火管理上必要な事項

作成上の留意事項

防火管理者は、火気の使用及び催物の開催等、防火管理上必要な事項を把握する必要がある。また、事案によっては消防署長に届出の義務もあることから、関係者に対して連絡を義務づけるとともに、防火管理を徹底するよう努めなければなりません。

(施設に対する遵守事項)

第 22 条 防火管理者又は従業員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する避難施設
 - ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。
 - イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
 - ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠・開放できるものとし、開放した場合は、廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
- (2) 火災が発生したときの延焼を防止し、又は有効な消防活動を確保するための防火施設
 - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
 - イ 防火戸等に近接して、延焼拡大の要因となる可燃性の物品を置かないこと。

(工事中の安全対策)

第 23 条 防火管理者は、増改築等の工事を行うときは工事中の安全対策を立て、工事関係者に対して次に掲げる事項を周知し、遵守させなければならない。

- (1) 溶接その他の火気を使用して工事を行う場合は、作業計画を防火管理者に提出し、必要な指示を受けること。
- (2) 火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制をとること。
- (3) 指定された場所以外では、禁煙、たき火等の火気を使用しないこと。
- (4) 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を得ること。
- (5) 工事区域内の作業場ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について定期的に防火管理者に報告させること。

第3章 自衛消防活動対策

(自衛消防隊の設置)

第24条 火災等の災害が発生したときに被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を設置する。

2 自衛消防隊の編成及び主たる任務は、別表3のとおりとする。



作成上の留意事項

- 1 火災の直近にいる者は、身近に設置してある消火器具（消火器、消火バケツ等）や屋内消火栓設備等により応急消火活動を行います。
- 2 使用する消火器具等は、火元近くにできるだけ多く集め、連続して集中的に使用すると効果的です。
- 3 操作手順は、事業所等において、別に「防火管理マニュアル」等を定めて、徹底する必要があります。

(自衛消防隊長等の任務)

第25条 自衛消防隊長は、自衛消防隊の機能が有効に発揮できるように統括し、また、消防隊との連携を密にしなければならない。

2 自衛消防副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在の場合はその任務を代行する。

3 担当区域の責任者は、担当区域の初期活動の指揮統制を図るとともに、隊長への報告及び連絡を密にしなければならない。



作成上の留意事項

- 1 自衛消防隊長の任務について定めます。
- 2 本部長又は自衛消防隊長が不在の場合の代行者を事前に定めておくことが必要です。
- 3 担当区域の責任者の任務について定めます。

(通報連絡)

第26条 火災の発見者は、消防機関（119番）へ「所在地、名称及び目標、被害の状況等」を通報するとともに（**防災センター等**）に知らせ、さらに周辺に火災を知らせなければならない。



作成上の留意事項

- 1 第26条の（ ）内には、自動火災報知設備の受信機等が設置されている場所（防災センター等）を記入します。
- 2 火災を発見した者の通報
 - (1) 消防機関に通報する義務は、消防法第24条により、勤務者や付近にいる者及び隣接建物の関係者等に義務づけられています。

なお、防災センター等を経由して消防機関（119番）へ通報する体制をとっている事業所等においては、実情に応じた通報連絡を行います。
 - (2) 通報連絡は、状況に応じた内容を迅速かつ適切に消防機関及び指定された場所に行い、その後の消火及び避難活動等が速やかに行われるようにします。

(消火活動)

第27条 消火係員は、消火器具及び屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行い、火災の延焼拡大防止に当たらなければならない。

作成上の留意事項

- 1 火災等の災害が発生したときの初動体制を迅速に確立するために、自衛消防隊を設置します。
- 2 自衛消防隊長は、管理権原者又はこれに準ずる者を指定し、自衛消防副隊長には、防火管理者又は相当職の者を指定します。
- 3 各階又は区域ごとに、受持担当区域内の責任者と通報・消火・避難などの担当者を指定し、消防署長に届け出る消防計画には、役職・氏名を明記しておきます。
なお、事業所等の見やすい場所に、役職・氏名を記入したものを掲出しておくことが必要です。

(避難誘導等)

第 28 条 避難誘導係員は、火災が発生した場合、適切な避難経路を選択し、避難誘導に当たらなければならない。

- 2 エレベーターによる避難は行わず、また屋上への避難も原則として行わない。
- 3 避難誘導係員の配置は、非常口、階段室前及び行き止まり通路等とする。また、忘れ物等のため、屋内に戻る者のないようしなければならない。
- 4 避難誘導に当たっては、放送設備、携帯用拡声器又はメガホン等を有効に活用して避難者に避難方向及び火災の状況を知らせ、混乱の防止に努め、出火階及び上層階の者を最優先に避難させなければならない。
- 5 避難器具は、地上と連携を図り、安全に留意して設定しなければならない。
- 6 負傷者及び逃げ遅れた者に関する情報を得たときは、直ちに本部へ連絡しなければならない。
- 7 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、本部へ連絡しなければならない。

作成上の留意事項

- 1 訓練されていない不特定多数の者は、その場の従業員や特定の者の言動に大きく左右されることが多く、自衛消防隊員が行う初期の指示又は言動は、避難誘導活動全体の成否を決める重要な役割もっています。
- 2 エレベーターが設置されている防火対象物では、エレベーターによる避難は、電源の遮断等により停止する危険性があるので、火災が発生したときには使用しないようにします。
- 3 避難誘導係員の配置について定めます。
- 4 避難誘導に当たった誘導方法について定めます。
- 5 負傷者及び逃げ遅れた者の把握と自衛消防隊長への報告について定めます。

(安全防護措置)

第 29 条 安全防護係員は、火災が発生したとき排煙口の操作を行うとともに、防火戸・防火シャッター又は防火ダンパー等の閉鎖等を行わなければならない。

作成上の留意事項

火災のときは、排煙設備の操作若しくは運転、空調設備の停止、危険物品等の移動若しくは除去、エレベーターの運転制御、非常電源の確保又は水損防止等の活動がありますので、必要に応じて記入します。

(応急救護)

第30条 救護係員は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に救護所を設置しなければならない。

- 2 救護係員は、負傷者等の応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、負傷者等を速やかに搬送しなければならない。
- 3 救護係員は、負傷者等の住所、氏名、搬送先及び負傷程度等必要な事項を記録しておかなければならない。



作成上の留意事項

救護所は、火災の状況に応じた安全な場所とし、救急車等の進入及び応急処置がしやすいところを選定します。

必ずしも場所を明記しておく必要はありません。

(休日、夜間における自衛消防活動)

第31条 休日、夜間に発生した火災等の災害に対しては、次に掲げる活動を行わなければならない。

- (1) 火災を発見したときは、直ちに消防機関に通報した後、初期消火活動を行うとともに、在館者に火災の発生を知らせ、避難誘導をしなければならない。
- (2) 自衛消防隊長及び防火管理者等の関係者に緊急連絡網により、急報しなければならない。
- (3) 消防隊に対しては、火災を発見したときの状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所へ誘導しなければならない。

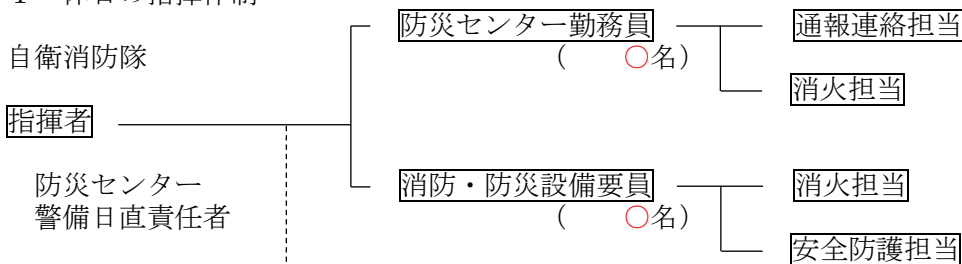


作成上の留意事項

- 1 休日、夜間における自衛消防隊の活動を定め、初期活動を徹底するためのものです。
- 2 事業所等の特性により、休日、夜間の体制は異なりますので、実情に応じたものとしなければなりません。

休日、夜間の自衛消防組織の編成表 (例)

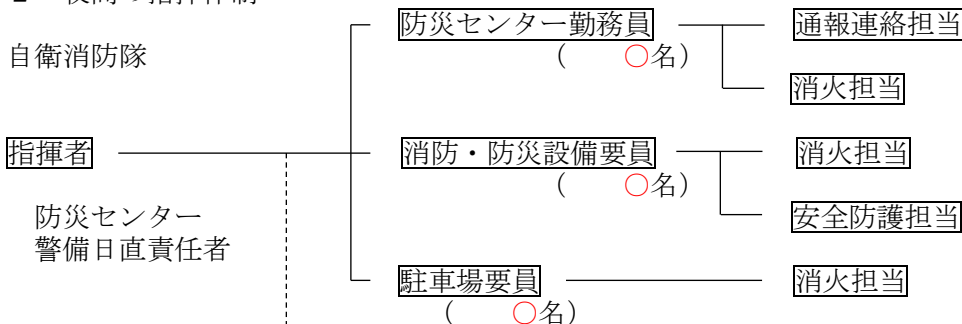
1 休日の指揮体制



※ 休日出勤者も自衛消防活動を行うものとする。

- 1 防災センターへの通報連絡
- 2 初期消火

2 夜間の指揮体制



※ 夜間の残業者も自衛消防活動を行うものとする。

- 1 防災センターへの通報連絡
- 2 初期消火

第4章 地震対策

(地震災害の予防措置)

第32条 点検班及び火元責任者は、地震が発生したときの災害を予防するために、点検班の自主点検及び火元責任者の日常の維持管理に合わせて、次の措置を行わなければならない。

- (1) 建築物に付随する施設（外壁、窓枠、看板等）等の倒壊及び落下等を防止すること。
- (2) 事務室内、避難通路及び出入口等の棚、器具その他の物品等の転倒及び落下を防止すること。
- (3) 火気使用設備・器具の上部及び周囲には、転倒及び落下のおそれのある物品、その他燃えやすい物品を置かないこと。
- (4) 火気使用設備・器具の自動消火装置及び燃料等の自動停止装置等について、作動状況の点検を行うこと。
- (5) 危険物施設における危険物タンク等の転倒、落下又は漏えい等による出火防止及び送油管等の緩衝装置の点検をすること。



作成上の留意事項

震災に備えての備蓄品は、事業所の規模に応じて最小限必要なものを常時備蓄しておくように定めま

- 1 飲料水
- 2 食料（缶詰、乾パン類等）
- 3 懐中電灯
- 4 携帯ラジオ
- 5 医薬品
救急セット（包帯、三角巾、脱脂綿、消毒剤、整腸剤、軟膏、ビニール袋、その他）
- 6 衣類（防災ずきん又はヘルメット、軍手、タオル、下着）
- 7 その他（ポリ袋、非常持ち出し袋など）

(備蓄品)

第33条 地震に備え、下表に掲げる品目を備蓄しておくものとする。

備蓄品（例）

備蓄品目	備蓄場所
飲料水 非常用食料（乾パン等） 懐中電灯 携帯ラジオ 医薬品 衣類 携帯用拡声器 その他	（ 防災センター等 ）



作成上の留意事項

地震による倒壊、転倒及び落下又は出火の防止のために、各々の事業所等の実情に応じて、次に掲げる事項を参考に定めます。

- 1 ロッカー及び自動販売機等の転倒防止措置
- 2 窓ガラス、看板及び広告塔の落下及び飛散防止措置
- 3 火気使用設備・器具からの出火防止措置
- 4 危険物タンク等の転倒又は漏えい等の防止措置
- 5 その他の物品で転倒及び落下のおそれのある物の転倒等の防止措置

(地震発生後の安全措置)

第34条 地震が発生したときは、次に掲げる安全措置を行わなければならない。

- (1) 地震が発生した直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 火気使用設備・器具の直近にいる者は、電源及び燃料の遮断等を行い、各火元責任者は、その状況を確認して（**防災センター等**）に報告すること。
- (3) ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止及び燃料バルブ等の操作を行うこと。
- (4) 周囲の機器、物品等の転倒又は落下等による異常があったときは、（**防災センター等**）に報告すること。
- (5) 防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建築物、火気使用設備・器具及び危険物施設等について点検し、異常があったときは、応急措置を行うこと。
- (6) 各設備・器具は、安全を確認した後に使用すること。
- (7) 防火管理者は、被害の状況等を防火担当責任者等に報告させ、把握すること。
- (8) （**防災センター等**）の勤務者は、情報を収集するとともに、事業所等にいる者の安全を確保するため、次の内容を放送すること。
 - ア エレベーターの使用制限
 - イ 落下物等からの身体防護の指示



作成上の留意事項

- 1 第34条第2号、第4号及び第8号の（ ）内には、報告する場所及び勤務場所（防災センター等）を記入します。
- 2 地震により火災が発生し、延焼拡大する要因となるものは、使用中の火気使用設備・器具や危険物等です。
- 3 防火管理者及び防火担当責任者の対応について定めておきます。
- 4 地震が発生した後の混乱を防止するために、放送設備等を用い指示等を行います。
なお、内容は事業所等によって異なりますので、実情に応じたものを作成しておきます。

(地震発生時の避難)

第35条 地震が発生したときの避難は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 在館者を落ち着かせ、自衛消防隊長が避難するよう命令するまで安全な場所で待機させること。
 - (2) 避難場所等に誘導するときは、順路、道路状況及び被害状況について説明すること。
 - (3) 避難は、防災関係機関の避難指示又は自衛消防隊長の命令により行うこと。
 - (4) 避難は、全員徒歩とし、一団となって避難すること。
 - (5) 避難は、先頭と最後尾に自衛消防隊員を配置すること。
 - (6) 安全防護係員は、倒壊した物品等で避難上支障となるものを除去すること。
 - (7) 避難誘導は、協議事項に基づき、事業所等の避難誘導担当係員と協力して行うこと。
- 2 避難の際は、一時集合場所（**〇〇公園等**）に集結し、人員確認後、全員で避難場所（**〇〇小学校等**）へ避難誘導するものとする。



作成上の留意事項

- 1 大都市における避難は、多数の者の行動であり、日常の個人的な行動と違ってきます。したがって、あらかじめ決めてある広域避難場所を確認しておき、より安全に避難ができるよう心掛ける必要があります。
- 2 統括防火管理が義務づけられている防火対象物は、全体の消防計画に基づく内容を記入します。

第5章 防災教育及び訓練等

(防災教育の実施時期等)

第36条 防火管理者が行う防災教育の対象者、時期及び回数は、下表のとおりとする。

防災教育の実施時期等

対象者	時期	実施回数
新入社員	採用時	採用時 1 回
正社員	月 月	年 2 回
	朝 礼 時	必要の都度
派遣社員	採用時等	採用時 1 回その他必要の都度
	朝 礼 時	必要の都度
アルバイト パート	採用時等	採用時 1 回その他必要の都度
	就 業 時	必要の都度
備考		

作成上の留意事項

- 1 防災教育は、防火管理者が行います。
- 2 防災教育の方法としては、全従業員に対するものと新入社員等に対するものに分けて行うと効果的です。また、実施予定月をあらかじめ定めておき、計画的に教育を行うことが大切です。
- 3 防災教育の実施計画は、事業所等の実情に応じたやりやすい方法で策定します。

(防災教育の内容)

第37条 防災教育の内容は、おおむね次に掲げる項目とする。

- (1) 消防計画について
- (2) 従業員等が遵守すべき事項について
- (3) 火災等の災害が発生したときの対応について
- (4) その他火災予防上必要な事項

作成上の留意事項

- 1 具体的な教育内容については、事業所等によって異なりますが、防火管理に関する事項は、すべて含まれるようにします。
- 2 その他火災予防上必要な事項は、次のような事項です。
 - (1) 社会的に大きな反響のあった火災事例をコピーし、掲示し又は従業員に配付します。
 - (2) 消防署から配布されるポスターを掲示し、従業員の防災意識の高揚を図ります。

(講演会等)

第38条 防火管理者等は、消防機関が行う講演会及び研修会等に、積極的に参加しなければならない。

作成上の留意事項

防火管理に関する知識及び技術を向上させるために、消防機関が行う講演会等に参加し、防火思想の普及に当たるべきことを定めます。

(ポスター・パンフレット等の掲示)

第39条 防火管理者は、消防機関から配布されるポスター等を見やすい場所に掲示するとともに、防災教育を実施するときに配付し、防火思想の普及を図らなければならない。



作成上の留意事項

防火対象物内に火災予防思想の普及、高揚のために、ポスターを掲示したり、パンフレットを従業員等に配付し、防火意識の向上を図らなければなりません。

(訓練の実施時期)

第40条 防火管理者は、下表により訓練を実施しなければならない。

訓練の実施時期

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	消火、通報及び避難誘導を連携して行う訓練	○月
		○月
部分訓練	消火、通報及び避難誘導を個々に行う訓練	○月
		○月
		○月
		○月
		○月
		○月
基礎訓練	屋内消火栓操法、消防活動に使用する設備・器具等の取扱訓練	随 時
図上訓練	机上で行う訓練	



作成上の留意事項

1 訓練は、最低限次の回数を行わなければなりません。

訓練種別	訓練回数	
	特定対象物	非特定対象物
消火訓練	年2回以上	年1回以上
避難訓練	年2回以上	年1回以上
通報訓練	年1回以上	年1回以上

2 訓練の実施時期のポイント

- (1) 春・秋の火災予防期間中又はその前後
- (2) 防火の日(毎月1日)
- (3) 新入社員の入社時期
- (4) アルバイト又はパートの者を採用した時

3 消火訓練及び避難訓練

特定防火対象物では年2回以上実施すること(消防法施行規則第3条第10項)が義務づけられています。また、訓練実施前に所轄消防署に通報することが義務づけられています。(消防法施行規則第3条第11項)

4 訓練指導者

訓練指導者は、一次的には防火管理者又は管理権原者としませんが、防火対象物の用途、規模及び自衛消防隊の構成並びに指導者としての知識及び技術を総合的に判断して適任者を充てます。

(消火訓練及び避難訓練の通報)

第41条 防火管理者は、消火訓練及び避難訓練を実施する場合は、事前に「消火・避難訓練通知書」(様式第2号)を消防署長に提出しなければならない。

附 則

この消防計画は、 ○○年 ○月 ○○日から施行する。

別表1 火災予防のための組織編成

防火管理者	防火担当責任者		火元責任者	
総務部長 氏名	1階	A課A課長 氏名	A室	A課 氏名（又は役職名）
			B室	B課 氏名（又は役職名）
			C室	C課 氏名（又は役職名）
			D室	D課 氏名（又は役職名）
	2階	E課E課長 氏名	E室	E課 氏名（又は役職名）
			F室	F課 氏名（又は役職名）
			G室	G課 氏名（又は役職名）
			H室	H課 氏名（又は役職名）

別表2 自主点検を実施するための組織編成表（例）

種別	実施区分	実施班
自主点検	屋内消火栓設備	第1種消防用設備点検資格者等
	消火器	〇〇課 氏名（又は役職名）
	スプリンクラー設備	第2種消防用設備点検資格者等
	自動火災報知設備	〇〇課 氏名（又は役職名）
	避難器具	〇〇課 氏名（又は役職名）
	誘導灯	〇〇課 氏名（又は役職名）
	建築物	〇〇課 氏名（又は役職名）
		〇〇課 氏名（又は役職名）
	火気使用設備	〇〇課 氏名（又は役職名）
		〇〇課 氏名（又は役職名）
	電気設備	電気主任技術者等 〇〇課 氏名（又は役職名）
		〇〇課 氏名（又は役職名）
	機械設備	〇〇課 氏名（又は役職名）
		〇〇課 氏名（又は役職名）
危険物施設	危険物取扱者等 〇〇課 氏名（又は役職名）	

別表3 自衛消防隊の編成と任務

隊長 副隊長		隊の区分	係別	隊員名	任務
自 衛 消 防 隊 長 氏 名 ○ ○ ○ ○	自 衛 消 防 副 隊 長 氏 名 ○ ○ ○ ○	自衛消防 本 部 隊	指 揮 係	○○ ○○ (役職名)	1 隊長、副隊長の補佐 2 自衛消防本部の設置 3 地区隊員への命令の伝達並びに情報の収集 4 消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導 5 その他指揮統制上必要な事項
			通 報 連 絡 係	○○ ○○ (役職名)	1 消防機関への通報並びに通報の確認 2 店内への非常通報並びに指示命令の伝達 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。）
			消 火 係	○○ ○○ (役職名)	1 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐
			避 難 誘 導 係	○○ ○○ (役職名)	1 出火階並びに上層階に直行し避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定
			安 全 防 護 係	○○ ○○ (役職名)	1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置
			救 護 係	○○ ○○ (役職名)	1 応急救護所の設置（自衛消防本部へ設置） 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供
			搬 出 係	○○ ○○ (役職名)	非常持出物品の搬送と管理

小規模防火対象物の消防計画作成要領

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、(**ビル名称等**) の防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図ることを目的とする。

～建物の管理権原が複数(テナントビル等)の場合は、次のとおり置き換える。～

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、(**建物名称**) のうち(**管理権原者名**) の管理権原の及ぶ部分における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図ることを目的とする。

作成上の留意事項

- 1 作成する消防計画の根拠法令等を明確にします。
- 2 統括防火管理に該当する場合は、「消防法第8条第1項及び全体の消防計画に基づき」と記入します。
- 3 統括防火管理に該当する場合、各々の事業所等の防火管理者が作成する消防計画は、統括防火管理者が作成する防火対象物全体についての消防計画と整合性を図る必要があります。
- 4 第1条の()内には、事業所の正式名称を記入します。

(適用範囲)

第2条 この計画は、(**ビル名称等**) に勤務(居住)し、又は出入りする全ての者に適用する。

～建物の管理権原が複数(テナントビル等)の場合は、次のとおり置き換える。～

第2条 この計画は、(**建物名称**) のうち、次に示す部分に勤務(居住)し、又は出入りする全ての者に適用する。

一計画の適用範囲一

1 (例 2階〇〇店内)

2 (例 2階〇〇店前の廊下部分・階段部分)

- 2 防火管理業務に従事する者(委託を受けて当該業務に従事する者を含む。)は、この計画の定めるところにより管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

作成上の留意事項

- 1 第2条第1項の()内には、事業所の正式名称を記入します。
- 2 消防計画の適用範囲を明確にして、事業所等に勤務(居住)し、出入りする社員、その他の関係者すべての者に適用するように定めます。
- 3 防火管理業務の一部を第三者に委託している場合は、受託者も消防計画の適用対象となります。

(委託状況等)

第3条 防火管理上必要な業務の一部委託に係る受託者の氏名及び住所並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法は、別記様式第8号のとおりとする。

作成上の留意事項

- 1 防火管理業務の一部を第三者に委託した場合に本条が必要となり、既に消防計画を作成している事業所は変更届出が必要になります。
- 2 当該受託者が管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に防火管理業務を実施するよう定めます。

(管理権原者の責任等)

第4条 管理権原者は、防火管理に関するすべての責任を有し、次の事項を行う。

- (1) 防火管理者の選(解)任及び消防署長への届出
- (2) 消防用設備等の点検結果の消防署長への報告
- (3) 防火管理者が消防計画を作成する場合の必要な指示
- (4) 防火上の建築構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥事項がある場合の速やかな改修
- (5) 防火対象物全体の安全性の向上及び管理権原の及ぶ範囲について自らの積極的な取り組み



作成上の留意事項

- 1 防火管理業務は、管理権原者が防火管理者に行わせるものであり、最終的な防火管理責任は管理権原者にあるということを計画の中で明確にしておくことが必要です。
- 2 防火管理者から自主点検結果などについて報告させ、不備な点があった場合は、管理権原者の責任で速やかに改修することを明確にします。
- 3 消防用設備等の点検結果を、飲食店、百貨店等不特定多数の者が出入りする特定防火対象物は1年に1回、共同住宅、事務所等の非特定防火対象物は3年に1回、消防署長に報告することが消防法第17条の3の3で義務づけられています。
- 4 統括防火管理に該当する場合は、各々の事業所等の管理権原者は、防火対象物全体の防火管理について責任があり、管理権原の及ぶ範囲について自ら積極的に取り組まなければならないことを明確にしておきます。
- 5 消防法施行令第4条の2の2に該当する場合は、火災予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物となります。

(防火管理者の権限と業務)

第5条 防火管理者(○○ ○○)は、この計画の作成について管理権原者の指示を受け、実行に当たっての全ての権限を有し、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- (1) 消防計画の作成又は変更
- (2) 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
- (3) 従業員等に対する防災教育の実施
- (4) 建築物及び消防用設備等の点検・整備時の立会い
- (5) 消防用設備等の自主点検及び法定点検結果の維持台帳への記録及び保管
- (6) 改修工事など工事中の立会い及び安全計画の策定
- (7) 火気の使用、取扱いの指示、監督
- (8) 収容人員の適正管理
- (9) 火元責任者等に対する指導、監督
- (10) 管理権原者への提案や報告
- (11) その他防火管理上必要な業務
- (12) 統括防火管理者への報告
 - ア 用途及び設備を変更するとき
 - イ 消防計画を作成又は変更したとき
 - ウ 防火管理者を選任又は解任したとき
 - エ 消防用設備等の法定点検をしたとき
 - オ 内装の改修又は改築等の工事を行うとき
 - カ 臨時に火気を使用するとき
 - キ 防火上の建築構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥が発見されたとき及び改修するとき

- ク 催物を開催するとき
- ケ 防火管理業務の一部を委託するとき
- コ 消防計画に定める消防署長への報告及び届出を行うとき
- サ 消防計画に定めた訓練を実施するとき
- シ その他統括防火管理者から指示命令された事項



作成上の留意事項

- 1 第5条第1項の()内には、防火管理者の氏名を記入します。
- 2 防火管理者が行う次に掲げる防火管理業務について定めておきます。
 - (1) 作成した消防計画を随時見直し、必要があれば消防計画の変更等を行う業務
 - (2) 訓練計画に基づき、自衛消防隊の訓練を実施する業務
 - (3) 従業員等に対して、防災教育を実施する業務
 - (4) 消防用設備等、建築物、火気を使用する設備・器具等の自主点検・検査及び法定点検・整備の実施並びに監督の業務
 - (5) 改装又は模様替等の工事場所で溶接・溶断等火花を発生し又は接炎を伴う作業を行う場合は、火災の危険性が高いことから防火管理者が立会い確認する業務、また「工事中の消防計画」を作成し消防署長に届出をする業務
 - (6) 火気を使用する際の取扱いに関する指導及び監督の業務
 - (7) 一時期に多数の者が出入りする場合等、火災等の災害が発生したときに混乱を招かないように収容人員を適正に管理する業務
 - (8) 防火担当責任者や火元責任者など防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与え、適正に監督する業務
 - (9) 管理権原者に対して、不備・欠陥箇所や自主点検の結果等についての報告及び防火管理業務に関する提案を行う業務
 - (10) 統括防火管理に該当する場合は、全体の消防計画で定められている統括防火管理者への報告業務

(消防署長への届出及び連絡等)

第6条 管理権原者は、防火管理者を定めたとき又はこれを解任したときは、消防署長へ届け出なければならない。

- 2 防火管理者は、次に掲げる業務について消防署長への届出、報告及び連絡をしなければならない。
 - (1) 消防計画の届出（変更した場合を含む。）
 - (2) 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続き
 - (3) 消防用設備等の点検結果の報告
 - (4) 消火、通報及び避難訓練を実施するときの事前通報（特定対象物に限る）
 - (5) その他防火管理に関する必要な事項

 作成上の留意事項

- 1 次に掲げる変更は、消防計画の変更届出が必要となります。
 - (1) 管理権原者の変更
 - (2) 防火管理者の変更
 - (3) 自衛消防組織の統廃合、自衛消防隊長の変更
 - (4) 用途の変更
- 2 増築、改築又は模様替等を行う場合及びこれらに伴う消防用設備等の改修又は設置等を行う場合は、事前に連絡するとともに届出等が必要です。
- 3 消防用設備等の点検結果を、飲食店、百貨店等不特定多数の者が出入りする特定防火対象物は1年に1回、共同住宅、事務所等の非特定防火対象物は3年に1回、消防署長に報告することが消防法第17条の3の3で義務づけられています。
- 4 消防法施行規則第3条第11項に規定する消火、通報及び避難訓練を実施するときは、事前に「消火・避難訓練通知書」を提出することが必要です。
- 5 その他、少量危険物・指定可燃物の貯蔵又は取扱い等、防火対象物の点検・報告など防火管理に関する事項の届出等が必要です。

(予防管理対策)

第7条 日常の予防管理を図るため、防火管理者の下に火元責任者を下表のとおり定め、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の火気の管理、従業員等の指導及び監督
- (2) 担当区域内の建築施設、火気使用設備・器具、危険物施設、電気設備等及び消防用設備等の日常の維持管理並びに自主点検を毎月実施し、その結果を防火管理者へ報告
- (3) 防火管理者の補佐
- (4) その他防火管理上必要な業務

火元責任者の担当区域

担当区域	火元責任者	
○階	担当者氏名	○○ ○○
○階	担当者氏名	○○ ○○
○階	担当者氏名	○○ ○○

- 2 管理権原者は、防火対象物に設置されている防火対象物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、下表により法定点検を実施させなければならない。また、その結果については、「消防用設備等点検結果報告書」により、(○) 年に1回消防署長に報告しなければならない。
- 3 防火管理者は、消防用設備等を点検するときには立ち会わなければならない。

消防設備士（点検資格者）に行わせる法定点検（例）

消防用設備等	点検時期	
	機器点検	総合点検
消防用設備等の名称	○月 ○月	○月
消防用設備等の名称	○月 ○月	
消防用設備等の名称	○月 ○月	
消防用設備等の名称	○月 ○月	
消防用設備等の名称	○月 ○月	



作成上の留意事項

- 1 日常の火災予防業務及び地震等の災害時の出火防止の処置のすべてを防火管理者自らが行うことは困難であり、従業員等全員が任務分担し、火災予防に取り組まなければなりません。
- 2 火元責任者は階ごと又は区域ごとに指定します。
- 3 火元責任者は防火管理者を補佐し、区域内の火気の管理を徹底するため、従業員等に対する指導及び監督の業務を行います。
- 4 火元責任者は定期的実施した自主点検結果を記録するとともに、その結果を防火管理者に報告することを定めておきます。
- 5 消防用設備等の自主点検は、腐食、正規の場所からの設置移動、転倒等外観から確認できる範囲で行います。
- 6 消防用設備等の法定点検は、通常消防設備士又は消防設備点検資格者等の有資格者が行います。
- 7 共用部分の点検、検査について「全体の消防計画」に定められている場合は、責任区分により行うこととなります。

(従業員の守るべき事項)

第8条 火気等を使用するものは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備・器具の指定場所での使用
 - (2) 使用前の点検及び安全管理
 - (3) 火気使用設備・器具周囲の可燃物の除去
 - (4) 使用後の点検及び安全確認
 - (5) 指定場所での喫煙
 - (6) 終業時の安全確認
- 2 次に掲げる事項を行う者は、防火管理者へ事前に連絡しなければならない。
- (1) 指定場所以外での臨時の火気使用
 - (2) 各種火気使用設備・器具の設置又は変更
 - (3) 催物の開催及びその会場での火気の使用
 - (4) 危険物の貯蔵、取扱い又は種類、数量等の変更
 - (5) 改装又は模様替え等の工事
 - (6) その他防火管理上必要な事項
- 3 従業員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するために、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 避難のために使用する避難施設等（避難口、廊下、階段）
 - ア 避難の障害となる設備を設けない。
 - イ 物品を置かない。
 - ウ 床面はつまずき、すべり等を生じないように維持する。
 - エ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠、開放でき、開放した場合に廊下、階段等の幅員を有効に保持する。
 - (2) 延焼拡大の防止、有効な消防活動を保持するための防火戸等（防火戸、防火シャッター）
 - ア 防火戸等は、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かない。
 - イ 防火戸等に接近して、延焼の拡大の要因となる可燃性の物品を置かない。

作成上の留意事項

- 1 事業所等における日常の火災予防について、基本となる事項を定めるものです。
- 2 休日、夜間に営業を行わない場合は、退社時に安全確認を十分に行い、警備担当部門等へ業務の引継ぎを行います。
- 3 24時間営業の場合は、昼間から夜間体制への移行業務の引継ぎ等を行います。
- 4 宿〔日〕直員が勤務している場合は、巡回等を行う方法について明確にしておくとともに、その結果を防火管理者に報告します。
- 5 第8条第2項については、防火管理上必要な事項を把握する必要があり、事案によっては消防署長に届出の義務もあることから、関係者に対して連絡を義務づけるとともに、防火管理を徹底するよう努めなければなりません。
- 6 避難口、廊下、階段、その他避難のために使用する施設には、避難の障害となるダンボール箱、商品、自動販売機等を置かないようにし、避難上有効に管理しなければなりません。
- 7 防火戸や防火シャッターは、他への延焼防止、煙の流入防止の役割を果たすためのもので、物品等によって閉鎖できないことのないように、日常から管理することが必要です。

(自衛消防隊の編成及び任務)

第9条 (○○ ○○) を自衛消防隊長とし、自衛消防隊を下表のとおり編成する。

自衛消防隊の編成及び任務

自衛消防隊長	担当及び担当者		任 務 内 容
自衛消防隊長は、必要に応じて、指揮命令を行う。	通報・連絡	○○ ○○	1 非常ベル等又は大声で火災の発生を知らせる。 2 119番通報を行う。 3 消防隊への情報提供及び関係者への連絡を行う。
消防隊との密接な連携を図る。	初期消火	○○ ○○	水バケツ、消火器等を活用し、初期消火を行う。(天井に燃え移ったら初期消火を中止し、避難する。)
避難誘導の把握を行う。	避難誘導	○○ ○○	1 避難口を開放し、避難誘導に当たる。 (避難経路図の活用) 2 避難誘導は大声で簡潔に行い、パニック防止に努め、階段を優先して活用する。
	応急救護	○○ ○○	1 負傷者の応急処置を行う。 2 救急隊員との連携、情報の提供を行う。 3 負傷者の氏名、負傷の程度を確認し、記録する。

作成上の留意事項

- 1 自衛消防隊長は、管理権原者又はこれに準ずる者を指定し、()内にはその氏名を記入します。
- 2 自衛消防組織の編成は、従業員の中から最低限、通報・連絡担当、初期消火担当、避難誘導担当を定めることとします。
なお、従業員が少ない事業所は、通報・連絡担当と避難誘導担当を兼務する等、同一者を重複して指定することができます。
- 3 編成表は、事業所等の見やすい場所に掲示しておくことが必要です。
- 4 統括防火管理が必要な防火対象物は、「全体の消防計画」に基づいて自衛消防活動を行います。

(工事中の安全対策)

第 10 条 防火管理者は、増改築等の工事を行う場合は、工事関係者に対して必要に応じ、次の事項を指示しなければならない。

- (1) 工事計画書の事前の提出
- (2) 指定された場所以外での喫煙及び裸火の取扱いの禁止
- (3) 作業場ごとの火気管理の責任者の指定及び掲示
- (4) 溶接、その他の火気等を使用する工事を行う場合は、消火器等の準備
- (5) 塗装などの危険物を使用する場合の防火管理者の承認
- (6) 資機材等の整理、整頓



作成上の留意事項

- 1 工事中の建物からの出火が多いので、防火管理について、特に徹底を図る必要があります。
- 2 工事計画書に基づき、安全計画書を作成しなければなりません。
- 3 工事の内容や規模によっては、「工事中の消防計画書」を消防署長へ届け出る必要があります。

(地震対策)

第 11 条 地震時の災害の予防及び地震直後の活動は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 震災予防措置
 - ア 第 7 条の「予防管理対策」によるほか、工作物の落下防止及び避難通路に物品が転倒、落下して避難等に支障が生じないように日常の十分な確認
 - イ 火気使用設備・器具等の転倒、落下防止及び自動消火装置、自動停止装置等の作動状況の確認
 - ウ 非常持出品の準備及び確認
- (2) 地震直後の活動
 - ア 第 9 条に定める自衛消防隊の任務内容による活動
 - イ 火気使用設備・器具等の使用の停止及び出火防止措置
 - ウ 避難にあたっては、身の安全を確保した後、安全な場所への避難
 - エ 避難は一時集合場所（ ○○公園等 ）に集結し、人員確認後、全員で避難場所（ ○○小学校等 ）への避難



作成上の留意事項

- 1 事業所の実情に応じて、地震による倒壊、転倒及び落下又は出火防止の措置を定めておきます。
- 2 あらかじめ事業所等で一時集合場所を定め、従業員等に周知しておくことが必要です。
避難場所は、地域避難場所、広域避難場所等が各区で定められていますので、最寄りの消防署に尋ねて（ ）内に避難場所の名称を記入してください。
- 3 避難場所等に誘導するときは、順路、道路状況及び被害状況について説明します。避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行い、全員徒歩とします。
避難は一団となり、先頭と最後尾に自衛消防隊員を配置します。
- 4 避難、避難誘導は「全体の消防計画」に基づき、各事業所の避難誘導担当と協力して行うものとします。

(防災教育)

第 12 条 防火管理者は、従業員に対して、防災知識の周知徹底を図るため、計画的に次の教育を実施する。

- (1) 消防計画について
- (2) 出火防止対策について
- (3) 火災時の活動内容について
- (4) 地震時の対応について
- (5) その他火災予防上必要な事項

2 実施時期及び方法は、次により行うものとする。

防災教育の実施時期等 (例)

対象者	時期	実施回数
新入社員	採用時	採用時 1 回
正社員	月 月	年 2 回
	朝礼時	必要の都度
派遣社員	採用時等	採用時 1 回その他必要の都度
	朝礼時	必要の都度
アルバイト パート	採用時等	採用時 1 回その他必要の都度
	就業時	必要の都度
備考		



作成上の留意事項

- 1 防災教育の方法としては、全従業員に対するものと、新入社員等に対するものに分けて行うと効果的であり、実施予定月をあらかじめ定めておき、計画的に教育を行うことが大切です。
- 2 防災教育の実施計画は、各事業所の実情に応じたやりやすい方法で策定します。
- 3 その他火災予防上必要な事項は、社会的に大きな反響のあった火災事例をコピーし、掲示又は従業員に配付します。また、消防機関から配布されるポスターを掲示し、従業員の防火、防災意識の高揚を図ります。

(訓練)

第 13 条 防火管理者は、下表により訓練を実施しなければならない。

訓練の実施時期

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	消火、通報及び避難誘導を連携して行う訓練 (建物全体で行う訓練)	○月
		○月
		○月
部分訓練	消火、通報及び避難誘導を個々に行う訓練	○月
		○月
		○月
基礎訓練	消防用設備等の取扱い訓練	随時
図上訓練	机上で行う訓練	



作成上の留意事項

1 訓練は、最低限次の回数を行わなければなりません。

訓練種別	訓練回数	
	特定対象物	非特定対象物
消火訓練	年2回以上	年1回以上
避難訓練	年2回以上	年1回以上
通報訓練	年1回以上	年1回以上

2 訓練の実施時期のポイント

- (1) 春・秋の火災予防期間中又はその前後
- (2) 防火の日(毎月1日)
- (3) 新入社員の入社時期
- (4) アルバイト又はパートの者を採用した時

3 消火訓練及び避難訓練

特定防火対象物では年2回以上実施すること(消防法施行規則第3条第10項)が義務づけられています。また、訓練実施前に所轄消防署に通報することが義務づけられています。(消防法施行規則第3条第11項)

4 訓練指導者

訓練指導者は、一次的には防火管理者又は管理権原者としませんが、防火対象物の用途、規模及び自衛消防隊の構成並びに指導者としての知識及び技術を総合的に判断して適任者を充てます。

(消火訓練及び避難訓練の通報)

第14条 防火管理者は、消火訓練及び避難訓練を実施する場合は、事前に「消火・避難訓練通知書」(様式第2号)を消防署長に提出しなければならない。

附 則

この消防計画は、〇〇年 〇月 〇〇日から施行する。

共同住宅用の消防計画作成要領

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、(マンション名称等)の防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図ることを目的とする。

作成上の留意事項

- 1 作成する消防計画の根拠法令等を明確にします。
- 2 統括防火管理に該当する場合は、「消防法第8条第1項及び全体の消防計画に基づき」と記入します。
- 3 統括防火管理に該当する場合、各々の事業所等の防火管理者が作成する消防計画は、統括防火管理者が作成する防火対象物全体についての消防計画と整合性を図る必要があります。
- 4 第1条の()内には、共同住宅等の正式名称を記入します。

(適用範囲)

第2条 この計画は、(マンション名称等)に居住し、又は出入りする全ての者に適用する。
2 防火管理業務に従事する者(委託を受けて当該業務に従事する者を含む。)は、この計画の定めるところにより管理権原者、防火管理者等の指示を受け、適正に業務を実施しなければならない。

作成上の留意事項

- 1 第2条第1項の()内には、共同住宅等の正式名称を記入します。
- 2 消防計画の適用範囲を明確にして、当該共同住宅等に居住し、出入りするすべての者に適用するように定めます。
- 3 防火管理業務の一部を第三者に委託している場合は、受託者も消防計画の適用対象となります。

(委託状況等)

第3条 防火管理上必要な業務の一部委託に係る受託者の氏名及び住所並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法は、別記様式第8号のとおりとする。

作成上の留意事項

- 1 防火管理業務の一部を第三者に委託した場合に本条が必要となり、既に消防計画を作成している事業所は変更届出が必要になります。
- 2 当該受託者が管理権原者及び防火管理者の指示の下に、防火管理業務を実施するよう定めます。

(管理権原者の責任等)

第4条 管理権原者は、当該共同住宅等の防火管理業務について、全ての責任を持たなければならない。
2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。
3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与えなければならない。
4 管理権原者は、防火上の建築物構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改善しなければならない。

作成上の留意事項

- 1 防火管理業務は、管理権原者が防火管理者に行わせるものであり、最終的な防火管理責任は管理権原者にあるということを計画の中で明確にしておくことが必要です。
- 2 防火管理者から自主点検結果などについて報告させ、不備な点があった場合は、管理権原者の責任で速やかに改修することを明確にします。

(防火管理者の権限と業務)

第5条 防火管理者（ ○○ ○○ ）は、この計画の作成について管理権原者の指示を受け、実行に当たっての全ての権限を有し、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- (1) 消防計画の作成又は変更
- (2) 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
- (3) 居住者等に対する防災教育の実施
- (4) 建築物及び消防用設備等の点検・整備時の立会い
- (5) 火元責任者に対する指導、監督
- (6) 管理権原者への提案や報告
- (7) その他防火管理に必要な業務

作成上の留意事項

- 1 第5条第1項の（ ）内には、防火管理者の氏名を記入します。
- 2 防火管理者が行う次に掲げる防火管理業務について定めておきます。
 - (1) 作成した消防計画を随時見直し、必要があれば消防計画の変更等を行う業務
 - (2) 居住者等に対して防災教育を実施する業務
 - (3) 消防用設備等、建築物の自主点検・検査及び法定点検・整備の実施並びに監督の業務
 - (4) 火元責任者など防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与え、適正に監督する業務
 - (5) 管理権原者に対して、不備・欠陥箇所や自主点検の結果等についての報告及び防火管理業務に関する提案を行う業務

(消防署長への届出及び連絡等)

第6条 管理権原者は、防火管理者を定めたとき又はこれを解任したときは、消防署長へ届け出なければならない。

- 2 防火管理者は、次に掲げる業務について消防署長へ届出、報告及び連絡をしなければならない。
 - (1) 消防計画の届出（変更した場合を含む。）
 - (2) 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続
 - (3) 消防用設備等の点検結果の報告
 - (4) 消火、通報及び避難訓練を実施するときの事前通報
 - (5) その他防火管理に関する必要な事項

作成上の留意事項

- 1 次に掲げる変更は、消防計画の変更届出が必要となります。
 - (1) 管理権原者の変更
 - (2) 防火管理者の変更
 - (3) 用途の変更
- 2 増築、改築又は模様替等を行う場合及びこれらに伴う消防用設備等の改修又は設置等を行う場合は、事前に連絡するとともに届出等が必要です。
- 3 消防用設備等の点検結果を、3年に1回消防署長に報告することが消防法第17条の3の3で義務づけられています。
- 4 その他、少量危険物・指定可燃物の貯蔵又は取扱い等、防火管理に関する事項の届出等が必要です。

(防火管理業務に関する資料等の整備)

第7条 防火管理者は、前条で届出又は報告した書類及び防火管理業務に必要な図書等を消防計画書と一括して整備し、保管しなければならない。

作成上の留意事項

防火管理者は、防火管理業務上の必要な図書類を一括して整備し、保管しておくことを明記しておきます。

(管理組合等の協力)

第8条 管理組合等の（ ○○ ○○ ）は、防火管理者を補佐するほか、次のことを行う。

- (1) 防火管理者への連絡
- (2) 管理人室の鍵の保管
- (3) その他必要な事項

作成上の留意事項

管理組合が組織され防火管理業務を管理会社に委託している場合で、防火管理者が日中は管理室に勤務しているが当該共同住宅に居住していない場合は、防火管理者と連絡調整ができる者及びその業務を定めます。

防火管理者が当該共同住宅等に居住している場合は、不要ですから削除します。

（ ）内は、理事、会計又は防犯等の具体的な担当名を記入します。

(自治会等の協力)

第9条 自治会役員の（ ○○ ○○ ）は、防火管理者を補佐するほか、次のことを行う。

- (1) 防火管理者への連絡
- (2) 居住者に対する消火、通報及び避難訓練等参加の呼びかけ
- (3) 消防署から配布された広報誌の回覧及び管理
- (4) その他必要な事項

作成上の留意事項

公営団地内に自治会が組織され、同一敷地内又は一団の敷地に共同住宅が集合している場合は、自治会組織の防火担当責任者等としての連絡調整を行うことができる者の業務を定めておきます。

（ ）内は、組織の役職名、理事、会計又は防犯等第8条の場合と同様に記入します。

※ 共同住宅の管理形態によって、管理組合方式又は自治会方式のどちらかを選択し、作成します。

第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第10条 日常における火災予防及び地震等の災害時の出火防止を図るため、防火管理者の下に、各階又は区域ごとに火元責任者を別表1のとおり定める。

作成上の留意事項

出火防止あるいは火災への拡大防止等の処置のすべてを防火管理者自らが行うことは困難であり、居住者全員が、組織的に火災予防に取り組まなければなりません。

(火元責任者の業務)

第11条 火元責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 担当区域内（共用部分に限る。以下同じ。）の火気の管理に関すること。
- (2) 担当区域内の建築施設、火気使用設備・器具、危険物施設、電気設備等及び消防用設備等の日常の維持管理並びに自主点検に関すること。
- (3) 地震等における火気使用設備・器具の安全確認に関すること。
- (4) 防火管理者の補佐に関すること。
- (5) その他防火管理上必要な業務に関すること。



作成上の留意事項

- 1 火元責任者は、日常から指定された区域内の火気の管理を行うとともに、建築施設（防火戸等の防火施設関係及び階段、通路等の避難施設関係）、火気使用設備・器具、危険物施設、電気設備等及び消防設備等の維持管理に関する業務を行います。
- 2 地震等の災害が発生したとき、火気使用設備・器具の安全確認を行います。
- 3 防火管理者の補佐を行います。

（消防用設備等の自主点検）

第 12 条 火元責任者は、担当区域内に設置されている消防用設備等の外観点検を毎月（ ○ ）日に実施し、その結果を防火管理者に報告しなければならない。



作成上の留意事項

設置されている消防用設備等が定位置にあるか、破損していないかなど簡単な点検を毎月定められた日に実施するよう定めたものです。

（ ）内は、任意の日を記入します。この場合、「第○週の○曜日」でも結構です。

（消防用設備等の法定点検）

第 13 条 防火対象物の関係者は、その防火対象物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、下表により法定点検を実施させなければならない。

- 2 防火管理者は、消防用設備等を点検するときには立ち会わなければならない。
消防設備士（点検資格者）に行わせる法定点検（例）

消防用設備等	点検時期	
	機器点検	総合点検
消防用設備等名称	○月	○月
	○月	
消防用設備等名称	○月	
	○月	
消防用設備等名称	○月	
	○月	
消防用設備等名称	○月	
	○月	



作成上の留意事項

- 1 点検設備業者又は居住者等の有資格者が点検します。
- 2 当該共同住宅に設置されているすべての消防用設備等について点検します。
- 3 点検の内容及び方法によって、点検の期間が定められています。
 - (1) 機器点検（6か月ごと）
 - (2) 総合点検（年1回）

（点検結果の記録及び報告）

第 14 条 防火管理者は、第 12 条に定める自主点検の結果を管理権原者に報告するとともに、維持台帳に記録し保管しなければならない。

- 2 防火対象物の関係者は、前条に定める法定点検の結果を3年に1回、消防署長に報告しなければならない。



作成上の留意事項

- 1 防火管理者は、点検の結果を確実に管理権原者に報告するとともに、関係者に消防用設備等の状況を把握させておかなければなりません。
- 2 防火対象物の関係者は、消防用設備等の法定点検の結果を3年に1回、消防署長に報告しなければなりません。

(不備・欠陥等の整備及び報告)

第 15 条 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者の指示を受け改善しなければならない。

- 2 防火管理者は、不備・欠陥部分の改善及び予算措置に時間がかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改善計画を策定しなければならない。



作成上の留意事項

管理権原者は、自主点検及び法定点検の報告内容を確認し、不備・欠陥で改修や予算措置に時間がかかるものについては、改修計画を策定し、改修に努めます。

(居住者が行う防火管理対策)

第 16 条 居住者は自己の責任において、次の事項を実施しなければならない。

- (1) 各住戸内における火気管理
- (2) 各住戸出入口の防火戸の閉鎖機能の維持管理
- (3) 各バルコニーの避難障害となる物件の除去
- (4) 階段・通路等の共用部分における可燃物や避難の障害となる物件の除去
- (5) 各住戸内に設置された消防用設備等の維持管理
- (6) その他防火管理上必要な事項



作成上の留意事項

- 1 共同住宅の防火管理は、防火管理者や火元責任者だけで行うのではなく、居住者全体で当たらなければなりません。特に居住者の占有部分の防火管理は、占有者が責任をもって行います。
- 2 階段や通路には避難の支障となりますので物を置かないようにします。
- 3 バルコニー部分に避難器具が設置されている場合は、二方向避難ができるように、避難の障害となる物件を置かないことが特に重要となります。

第 3 章 自衛消防活動

(火災が発生した場合の行動)

第 17 条 火災を発生させた者、火災を発見した者及びその他の居住者は、協力して次に掲げる初期の活動を行わなければならない。

- (1) 消防機関への通報及び防火管理者、その他の関係者（居住者を含む。）へ連絡すること。
- (2) 消火器等を活用して初期消火を行うこと。
- (3) 災害時要援護者等がいる場合は、優先して避難誘導を行うこと。



作成上の留意事項

共同住宅の場合は、居住者全員が協力して消防隊が到着するまで、初期の活動を行うことが大切です。

第4章 地震対策

(地震災害の予防措置)

第18条 火元責任者は共用部分について各居住者は占有部分について、地震が発生したときの災害を予防するために、次に掲げる措置を行わなければならない。

- (1) 避難通路及び出入口等の棚、家具、その他の物品等の転倒及び落下を防止すること。
- (2) 火気使用設備・器具の上部及び周囲には、転倒及び落下のおそれのある物品、その他燃えやすい物を置かないこと。
- (3) 火気使用設備・器具の自動消火装置及び燃料等の自動停止装置等について、作動状況の点検を行うこと。

作成上の留意事項

地震による倒壊、転倒及び落下又は出火の防止のために、次に掲げる事項を参考に定めます。

- 1 ロッカー及び自動販売機等の転倒防止措置
- 2 窓ガラスの落下及び飛散防止措置
- 3 火気使用設備・器具からの出火防止措置
- 4 その他、転倒及び落下のおそれのある物品の転倒・落下防止措置

(地震発生後の安全措置)

第19条 地震が発生したときは、次に掲げる安全措置を行わなければならない。

- (1) 地震が発生した直後は、身の安全を守ることを第一とすること。
- (2) 火気使用設備・器具の直近にいるものは、電源及び燃料の遮断等を行い、使用を停止すること。
- (3) 火元責任者は、二次災害の発生を防止するため、担当区内の火気使用設備・器具について点検、異常があったときは、防火管理者等に報告するとともに応急措置を行うこと。
- (4) 各設備・器具は、安全を確認した後に使用すること。
- (5) 防火管理者は、被害の状況等を把握すること。

作成上の留意事項

地震発生直後の居住者等の心得を定めておきます。

- 1 地震による被害の大部分は、直後に発生する火災によるものです。
- 2 防火管理者及び火元責任者の対応について定めておきます。

(避難場所の指定)

第20条 地震等の災害により、(マンション名称等) が居住困難になった場合は、一時集合場所 (○○公園等) に集結し、人員確認後、全員で避難場所 (○○ 小学校等) への避難するものとする。

作成上の留意事項

あらかじめ、避難場所を定め居住者全員に周知しておくことが大切です。

避難場所は、地域避難所、広域避難場所などが各区に定められていますので、各町役場が最寄りの消防署に尋ねて()内に記入してください。はじめの()は、当該共同住宅名を記入します。

第5章 防災訓練

(訓練の実施時期)

第21条 防火管理者は、各居住者の防火意識を高めるため、実情に応じて、下表に掲げる訓練を実施しなければならない。

訓練の実施時期

訓練種別		訓練内容	実施時期
総合訓練		消火、通報、避難誘導の訓練を連携して実施し、必要と認める場合は消防機関に指導を要請する。	○月
部分訓練	消火訓練	消火器具の取扱要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。	○月
	通報訓練	消防機関への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る。	○月
	避難訓練	避難誘導要領及び避難経路の習熟を図る。	○月

2 防火管理者は、訓練実施結果を別表2の「点検・訓練実施記録表」に記録しなければならない。

附 則

この消防計画は、 ○○年 ○月 ○○日から施行する。

別表1 火災予防管理編成表

担当区域	火元責任者	担当区域	火元責任者

別表2 点検・訓練実施記録表

自主点検			自衛消防訓練		
種 別	実施年月日	適 用	種 別	実施年月日	適 用

防火管理業務の委託状況

（ 年 月 日現在）

〈 方式〉

防火対象物名称	
管理権原者氏名	
防火管理者氏名	
受託者の氏名 及び住所 〔法人にあつては 名称及び主たる 事務所の所在地〕	氏名(名称) 住所(所在地) 電話 () -
	担当事務所 電話 () -
受託者の行う 防火管理業務 の範囲	
受託者の行う 防火管理業務 の方法	

消火・避難訓練通知書

年　　月　　日			
殿			
防火管理者			
氏　　名			
防火対象物名		業　態	
所　在　地	(電話　　　　　　　　　番)		
訓　練　日　時	年　　月　　日	訓　練　責　任　者	
	時　分　～　時　分	参　加　人　数	人
訓　練　種　別	<input type="checkbox"/> 総合訓練（消火，通報及び避難誘導訓練を連携して行う場合）		
	<input type="checkbox"/> 部分訓練（ <input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 通報訓練 <input type="checkbox"/> 避難誘導訓練）		
使　用　器　材			
訓　練　概　要			
そ　の　他 特　記　事　項			
※　受　付　欄		※　経　過　欄	

- 備考 1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2　訓練種別の欄は、総合訓練又は部分訓練のいずれかに該当する項目の□にレ点を記入し、部分訓練を選んだ場合は、さらに、実施する訓練のいずれかの項目の□にレ点を記入して下さい。
- 3　※印の欄は、記入しないで下さい。
- 4　通報訓練を行う際は、訓練を行う15分程前に、必ず福岡市共同指令センターの直通電話（電話092-725-6595）に事前連絡を行って下さい。

物品借用申込書

年 月 日

粕屋南部消防組合

消防署長 殿

(借用者)

事業者名

住 所

氏 名

(連絡先電話番号)

下記のとおり借用を申し込みます。

借用物品名	
使用目的	
借用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
遵守事項	1. 使用期間は厳守すること。 2. 借用物品は、ていねいに取り扱うこと。 3. 借用物品が故障、破損及び紛失した場合は弁償すること。
※受付欄	